

(資料4)

大田市新庁舎整備基本構想策定支援業務  
プロポーザル選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大田市が行う、大田市新庁舎整備基本構想策定支援業務について、その委託業者を適正に決定するため、大田市新庁舎整備基本構想策定支援業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、大田市新庁舎整備基本構想策定支援業務に係るプロポーザル応募者の提案について審査を行い、優秀な事業者を選定するものとする。

(組織)

第3条 選定委員会の組織は、別表のとおりとする。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、選定委員会の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、建築営繕課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月22日から施行する。

別表（第3条関係）

|      |        |
|------|--------|
| 委員長  | 建設部長   |
| 副委員長 | 総務部長   |
| 委員   | 政策企画部長 |
|      | 健康福祉部長 |
|      | 環境生活部長 |
|      | 産業振興部長 |
|      | 上下水道部長 |
|      | 教育部長   |